

# 建築工事特記仕様書

令和8年4月版

千葉市都市局建築部営繕課



| 項目                             | 特記事項  |
|--------------------------------|---|
| <b>1 一般共通事項（全工事共通事項）</b>       |   |
| 1 工事実績情報の登録<br>(建標、電標、機標1.1.4) | 請負金額500万円以上の工事については、受注、変更及び竣工登録を行う。   |
| 2 施工体制台帳<br>(建標 電標 機標1.1.5)    | 施工体制台帳、作業員名簿及び施工体系図の作成等については、千葉市の「下請負の適正化に関する指導指針」に従って行い、写しを監督職員に提出する。  |
| 3 環境への配慮<br>(建標、電標、機標1.4.1)    | <p>(1) 本工事に使用する建物内部の建築材料は、揮発性有機化合物の放散が極めて少ないものとする。<br/>また、ホルムアルデヒド発散建築材料については、F☆☆☆☆使用を原則とし、該当する材料がない場合は安全データシート等の安全性を確認できる資料を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>(2) 千葉市グリーン購入推進方針に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努める。<br/>公共工事（資材、建設機械、設備、目的物、工法）</p>   |
| 4 工事関係図書                       | 工事関係図書は、工事中、監督職員から請求があったときは、速やかに提出できるようにするとともに、完成時には、工事関係図書一式を監督職員に提出すること。  |
| 5 工事の保険                        | <p>(1) 受注者は工事のすべての物件に対して、工事目的物に相当する妥当な金額の火災保険・建設工事保険等に加入し、契約書の写しを監督職員に提出する。<br/>なお、原則として保険加入期間は、工事着手日から工事目的物の引き渡しまでとする。</p> <p>(2) 本工事において、受注者は公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に附さなければならない。</p>  |
| 6 公共工事の実施に伴う環境負荷の低減            | <p>千葉市役所環境方針に従い、公共工事の実施に伴う環境負荷の低減として取り組む項目は下記のとおりとし、可能な範囲で環境配慮に努めること。</p> <p>(1) 資材・廃土運搬時の環境配慮<br/>(2) 工事実施時の騒音・振動の低減への配慮<br/>(3) 基礎工事実施時の地下水汚染及び土壌汚染防止への配慮<br/>(4) 建設副産物の発生抑制及び再利用の推進</p>  |
| 7 施工中現場への安全パトロールについて           | <p>工事期間中に、千葉市建設工事安全対策委員会設置要綱、千葉市建設工事安全対策委員会運営要領及び建築部事故防止巡回班規約に基づく、建築部事故防止巡回班の安全パトロールが実施される場合又はその他臨時に安全パトロールが実施される場合は、当該パトロールに協力し、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。</p> <p>施工にあたっては、千葉市建設工事等安全対策委員会建築部会が定める「安全対策重点項目」について留意し、工事故の防止を図らなければならない。</p> <p>なお、別途監督職員が指示する「安全対策重点項目」について、工事関係者が見やすい場所に掲示するものとする。</p> |
| 8 安全訓練等の実施                     | 「建築工事安全施工技術指針」及び「公共工事の発注における工事安全対策要綱」に従い、工事の安全確保に努めるとともに、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当てて、安全訓練等を実施し、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示できる体制とすること。   |
| 9 低入札価格工事における下請負人のしわ寄せ防止       | <p>低入札価格調査制度対象工事において、元請負人と一次下請負人の間で交わされる下請契約について、建設業法に基づく契約であることを確認するため、「下請契約の適正化に関する点検表」に基づき、元請負人、一次下請負人別に点検を行うものとする。点検は、一次下請工事の施工前及び施工後の段階ごとで、一次下請負人1者につき、各1回行う。点検結果についてはその都度監督職員へ提出するものとする。</p> <p>なお、元請負人、一次下請負人の記載事項に相違があった場合は、監督職員、元請負人の現場代理人、一次下請負人の主任技術者の出席による記載内容の聴取を実施するものとする。</p>                            |
| 10 総合評価落札方式による技術提案等            | <p>総合評価落札方式による工事において、技術提案書の取り扱いは下記による。</p> <p>(1) 技術提案に基づく施工<br/>受注者は、入札時に提示した技術提案等に基づき確実に施工するものとし、技術提案等による契約金額の変更は、行わないものとする。</p> <p>(2) 技術提案が履行されない場合の措置<br/>受注者の責により入札時の技術提案等が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとし</p>  |

|                               |  |
|-------------------------------|--|
|                               | て、工事成績評定を減じる措置をとることとし、未実施の技術提案等の項目ごとに5点を減じる。   |
| 11 工事における創意工夫等実施状況            | 受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。   |
| 12 ワンデーレスポンスの実施               | (1) 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。   |
| 13 調査に対する協力                   | (1) 受注者は発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。<br>(2) 受注者は当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。<br>ア 調査票等に必要事項を正確に記入し国に提出する等、必要な協力を行わなければならない。<br>イ 調査票等を提出した事業所を国が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。<br>ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。<br>エ 当該工事の一部について下請け契約をする場合は、受注者は当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の業務を負う旨を定めなければならない。 |
| 14 過積載防止                      | 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及びその他関係法令を遵守し、過積載のないよう下請業者、納入業者等を指導監督すること。  |
| 15 近隣への配慮                     | 本工事の施工に際しては、工事による騒音、振動、安全対策等について、規制等を遵守するのはもちろんのこと、近隣に十分配慮し施工完了すること。近隣に対して工種、作業内容等を明示し理解と協力が得られるよう努めること。作業時間、搬出入経路の計画に当たっては、監督職員と協議し、作業内容を遵守すること。<br>(1) 本工事関係車両等の付近公道での駐車及び待機は厳禁とする。また、場内、場外を問わず作業員がアイドリングした車内での休憩等することを禁ずる。<br>(2) 本工事を起因とする付近道路の汚れ等は、速やかに清掃すること。<br>(3) 喫煙が禁止されている場所及びその周辺では受動喫煙防止等に十分配慮すること。   |
| 16 VE 提案                      | 制限付一般競争入札による工事においては、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける。<br>VE 提案については、技術管理課ホームページ「契約後 VE 方式のページ」による。  |
| 17 施工図等の取扱                    | 施工図等の著作権に係わる工事目的物等に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。   |
| 18 技術研修会の開催に対する協力             | 受注者は、千葉市及び関係団体から当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合は、これに協力するものとする。   |
| 19 防振ゴム等の品質確保                 | 東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を使用する場合は、第三者機関による品質を証明する書類を提出するものとする。  |
| 20 中間技術検査<br>(建標 電標 機標 1.6.2) | 以下のいずれかの項目に該当する場合、実施する。<br>ただし、単純工事など中間技術検査の効果が期待できない工事については、別途工事検査室と協議のうえ、対象外とする場合がある（・該当：協議済により対象外 <input type="checkbox"/> 非該当）。<br>(1) 当初請負契約金額1億円以上かつ工期が6か月以上の工事<br>(2) 「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」に基づく調査において履行可能と判断し契約締結をした工事（対象外とした工事も含む）<br>(3) 工事担当課長が必要と認めた工事（・適用 <input type="checkbox"/> 非適用）<br>※実施時期・回数は、監督職員の指示による。  |
| 21 社内検査                       | 下記いずれかに該当する工事は、社内検査員届、社内検査員経歴書、品質確認書及び社内検査結果を記載した報告書を提出する。<br>(1) 当初請負契約金額1億円以上の工事<br>(2) 工事担当課長が必要と認めた工事（・適用 <input type="checkbox"/> 非適用）  |

|                      |  |
|----------------------|--|
| 22 現場代理人の取扱い         | <p>本市が発注する建設工事で次に掲げる要件のすべてを満たしている場合は、現場代理人を3件まで兼任することができる。</p> <p>(1) 請負金額が9,000万円未満（建築一式工事以外は、請負金額4,500万円未満）であること</p> <p>(2) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札したものでないこと</p> <p>(3) 特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと</p> <p>(4) 兼任する工事が国又は他の地方公共団体発注工事であって、当該工事の発注者から現場代理人の兼任に関して認められていること</p> <p>(5) 兼任する工事の工事個所が千葉市内に限ること</p> <p>また、別敷地にて2件以上の工事を併せて発注する場合、一方の工事の請負金額が9,000万円以上（建築一式工事以外は、請負金額4,500万円以上）の場合は、現場代理人とは別に補助技術者（他の工事現場に常駐し連絡や指示等を行う者）を専任する。</p>  |
| 23 監理技術者の取扱い         | <p>本工事において、監理技術者を専任配置する場合においては次の各号の要件をすべて満たす場合は、監理技術者を2件まで兼任することができる。</p> <p>(1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。</p> <p>(2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。</p> <p>(3) 請負代金の額が2億円未満であること。</p> <p>(4) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札し、契約するものでないこと。</p> <p>(5) 特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと。</p> <p>(6) 公告又は指名若しくは見積通知書において、主任（監理）技術者の専任配置を求めているものでないこと。</p> <p>(7) 兼任する工事が、千葉市が発注する建設工事であること。</p>  |
| 24 従事期間              | <p>現場代理人、主任技術者又は監理技術者の従事期間は、原則、契約期間とする。ただし、現場への専任を要しない期間を定める場合は、「監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号）」を参考に、監督職員との協議により決定する。</p>  |
| 25 デジタル工事写真          | <p>小黒板の電子化を行う場合は、現行の営繕工事写真撮影要領に準じて、下記の項目を全て実施する。</p> <p>(1) 受注者は、小黒板の電子化の導入に必要な使用機器については、営繕工事写真撮影要領「3. (3) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用する。</p> <p>また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示する。</p> <p>(2) 受注者は、(1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領「3. (3) 撮影方法」による。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>(3) 工事写真の取扱いは営繕工事写真撮影要領に準ずるが、(2)に示す小黒板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領「4. 編集の禁止」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>(4) 受注者は納品時に、URL (<a href="https://www.jcomsia.org/kokuban">https://www.jcomsia.org/kokuban</a>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報の電子的記入を行った写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。</p> |
| 26 設計変更              | <p>本工事において契約書の規定により行う、設計図書の変更手続きについては、「千葉市請負工事設計変更等ガイドライン」に基づき実施するものとする。</p>   |
| 27 ウィークリースタンスの実施     | <p>本工事は、ウィークリースタンス実施対象工事である。実施に際しては、別に定める「ウィークリースタンス実施要領」に基づき実施するものとする。</p>  |
| 28 建設キャリアアップシステム活用工事 | <p>本工事は、建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事に受注者の希望により設定できる工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市建築工事建設キャリアアップシステム活用に関する工事試行要領」に基づき実施するものとする。</p>  |

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 29 細目別内訳書の提出                    | 千葉市建設工事請負契約約款第3条に規定する請負代金内訳書の直接工事費の記載方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事内訳書標準書式」における細目別内訳まで記載するものとする。なお、細目別内訳の書式及び提出日については監督職員と協議できるものとする。   |
| 30 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知 | 落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、千葉市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。 |

**2 一般共通事項（選択事項）**

| 1 電気保安技術者<br>(建標1.3.3、電標1.3.2、機標1.3.2)  | 適用する。<br>・<br>・   |                   |       |     |        |       |                 |   |        |                   |  |  |  |  |  |  |
|---|---|-------------------|-------|-----|--------|-------|-----------------|---|--------|-------------------|--|--|--|--|--|--|
| 2 施工条件<br>(建標1.3.5、電標1.3.3、機標1.3.3)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設計画図による。</li> <li>・コートライン施工にあつては施工図を作成し、施設管理者及び監督員の承諾を得た後に行うこと。</li> <li>・施工順序は学校協議による</li> </ul> <p>(1) 解体作業等の著しく騒音・振動の発生する作業は、学校運営に支障のないよう考慮すること。<br/>ただし、工程等に遅れをきたす場合は、学校及び監督職員と協議のこと。</p> <p>(2) 仮囲い等に関して、学校関係車両または関係者の通行に支障がないようにするとともに、安全対策に配慮すること。</p>  |                   |       |     |        |       |                 |   |        |                   |  |  |  |  |  |  |
| 3 発生材の処理等<br>(建標1.3.11、電標1.3.9、機標1.3.9) | <p>(1) 建設副産物等</p> <p>「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に従って適切に処理する。</p> <p>ア 工事に伴う発生材の処分は、事前に「産業廃棄物処理計画書」を提出し監督職員の承諾を受ける。<br/>「産業廃棄物処理計画書」の内容は、監督職員の指示による。</p> <p>イ 請負金額100万円以上の工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、コブリス・プラスにより本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。<br/>また、計画の実施状況（実績）については「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」及び「コブリス・プラス工事登録証明書」を作成し、各1部提出する。</p> <p>ウ 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、写しを提出すること。</p> <p>エ 建設副産物処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」（副処：様式-1）を作成し、監督職員の確認を受け、1部提出すること。</p> <p>オ 建設副産物の処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」（副処：様式-2）を作成するとともに、処理が完了したことが分かる資料（取引証明書、受入伝票等）を添付し、監督職員に提出すること。<br/>受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、監督職員から請求があった場合に、速やかに提示できるように常に整理しておくこと。</p> <p>カ 舗装切断作業時における濁水は汚泥として処理を行うこと。</p> <p>キ 再資源化等をする施設の名称と所在地</p> <table border="1" data-bbox="459 1646 1417 1966" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資材の種類</th> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート</td> <td>株共同土木</td> <td>千葉市若葉区野呂町1662-1</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>株チップ興業</td> <td>千葉市中央区浜野町1025-152</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※再資源化等をする施設を変更する際には監督職員と協議を行うこと</p> <p>ク 産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示及び書面の備え付け<br/>産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側面に、以下の事項を鮮明に表示すること。また、必要事項を記載した書類を常時携帯すること。<br/>(ア) 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示（産業廃棄物運搬車等）</p> | 資材の種類             | 施設の名称 | 所在地 | コンクリート | 株共同土木 | 千葉市若葉区野呂町1662-1 | 木 | 株チップ興業 | 千葉市中央区浜野町1025-152 |  |  |  |  |  |  |
| 資材の種類                                   | 施設の名称   | 所在地               |       |     |        |       |                 |   |        |                   |  |  |  |  |  |  |
| コンクリート                                  | 株共同土木   | 千葉市若葉区野呂町1662-1   |       |     |        |       |                 |   |        |                   |  |  |  |  |  |  |
| 木                                       | 株チップ興業  | 千葉市中央区浜野町1025-152 |       |     |        |       |                 |   |        |                   |  |  |  |  |  |  |
|   |   |                   |       |     |        |       |                 |   |        |                   |  |  |  |  |  |  |
|   |   |                   |       |     |        |       |                 |   |        |                   |  |  |  |  |  |  |

(イ) 排出事業者名 (〇〇株式会社 等)

また、収集運搬車両の表示状況及び書面の備え付け状況が確認できる写真を撮影すること。

(2) 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)第9条第1項に規定する対象建設工事においては、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる。

ア 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

建設リサイクル法第13条の規定に基づく書面については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であり、原則、発注者が条件明示した方法により処理することとする。ただし、それにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

イ 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を「再資源化等報告書」に記載し、監督職員に報告することとする。

(ア) 再資源化等が完了した年月日

(イ) 再資源化等した施設名称及び所在地

(ウ) 再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する[再生資源利用実施書]及び[再生資源利用促進実施書]は「コプリス・プラス」を用いて作成したものを使用するものとする。

ウ 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

(ア) 建設リサイクル法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した「説明書」を提出し説明を行うこととする。

(イ) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

(ウ) 書面は施工計画書に添付するものとする。

エ 分別解体の方法

|                 | 工程        | 作業内容               | 分別解体等の方法             |
|-----------------|-----------|--------------------|----------------------|
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 造成等       | 造成等の工事<br>・有       | ・手作業<br>・手作業・機械作業の併用 |
|                 | 基礎・基礎杭    | 基礎・基礎杭の工事<br>・有    | ・手作業<br>・手作業・機械作業の併用 |
|                 | 上部構造部分・外装 | 上部構造部分・外装の工事<br>・有 | ・手作業<br>・手作業・機械作業の併用 |
|                 | 屋根        | 屋根の工事<br>・有        | ・手作業<br>・手作業・機械作業の併用 |
|                 | 建築設備・内装等  | 建築設備・内装等の工事<br>・有  | ・手作業<br>・手作業・機械作業の併用 |
|                 | その他       | その他の工事<br>・有       | ・手作業<br>・手作業・機械作業の併用 |

(3) 建設発生土の処分

ア 建設発生土の搬出

・発生土なし  発生土あり

搬出あり 名称及び所在地：山喜工業㈱ 市原市大桶上大月ほか 23 筆

受入れ時間帯：8:00-17:00

仮置き等：構内の指示する場所

搬出調書等：

地質分析：する ・しない

※搬出先を変更する際には監督職員と協議を行うこと

・搬出なし ・構内指示の場所にたい積 ・構内指示の場所に敷き均し

イ 建設発生土の工事間利用

・利用あり ( 建設工事、 課発注)

ウ 建設発生土の搬出先への情報提供

受注者は、本工事から建設発生土を 100 m<sup>3</sup>以上搬出する場合は、別紙様式により搬出前に搬出先の区市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する情報を郵送・FAX 等で提出しなければならない。なお、提出する情報は、監督職員の指示により、また、情報提出後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

エ 受注者は、本工事において土砂(土、砂利等)の搬入・搬出に係る運搬量が5,000 m<sup>3</sup>以上の場  
特記仕様書6



|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・完全週休2日（土日）Ⅰ型<br/>受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組むことができる。取り組みを希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むものとする。</li> <li>・完全週休2日（土日）Ⅱ型<br/>受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組むことができる。取り組みを希望しない場合は、通期の週休2日に取り組むものとする。</li> </ul>   |
| <p>15 情報共有システム<br/>(建標、電標、機標1.1.5)</p>   | <p>本工事は「千葉市建築工事における情報共有システム試行要領」に基づく、情報共有システム（以下「システム」という。）利用対象工事である。ただし、システム利用を希望する受注者希望型の受注者は、監督職員と協議した上で取り組むことができる。</p> <p>なお、システムを利用する工事の工事関係書類は原則電子データとして取り扱うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者指定型</li> <li>・受注者希望型</li> </ul>   |
| <p>16 遠隔臨場<br/>(建標、電標、機標<br/>1.1.14)</p> | <p>本工事は「千葉市建築工事における遠隔臨場試行要領」に基づく、遠隔臨場対象工事である。ただし、遠隔臨場を希望する受注者希望型の受注者は、監督職員と協議した上で取り組むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者指定型</li> <li>・受注者希望型</li> </ul>   |
| <p>17 アスベスト含有建材<br/>の事前調査</p>            | <p>大気汚染防止法の規定により、アスベスト含有建材の事前調査を実施すること。届出書等は環境規制課ホームページ「大気汚染防止法及び千葉市委綱に基づき必要な届出書等や作業時の注意事項」URL (<a href="https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/asbestoishiwata.html#jizenntyousa">https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/asbestoishiwata.html#jizenntyousa</a>) による。</p>   |
| <p>18 共通費実態調査</p>                        | <p>本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に反映することを目的とした、共通費実態調査対象工事である。なお、調査票は国土交通省HP「公共建築工事 共通費実態調査」からダウンロードするものとする。</p>   |
| <p>19 工期・工程等</p>                         | <p>本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業不能日数：5日間</li> <li>(2) 上記(1)は、環境省が公表する関東地方 千葉 千葉地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（令和3年～7年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものの。</li> <li>(3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方 千葉 千葉地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。）が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</li> </ol> |
| <p>20 契約金の支払い方法について</p>                  | <p>本工事は会計年度が2か年にわたる事業であり、請負代金額は契約締結時に別途定める各会計年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。</p> <p>なお、令和 年度の支払限度額は請負代金額の %、当該支払限度額に対応する令和 年度出来高予定額は請負代金額の %とし、令和 年度の支払限度額は請負代金額の %、当該支払限度額に対する令和 年度出来高予定額は請負代金額の %とする。</p>  |

### 3 仮設工事

- 1 足場等
- 2 騒音・粉じん等の対策
- 養生

|             |  |  |   |
|-------------|--|--|---|
| [建改標 2.3.1] | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 既存部分の養生</li> <li><input type="checkbox"/> 既存家具等の養生</li> <li><input type="checkbox"/> 固定家具等の移動</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ビニルシート等</li> <li><input type="checkbox"/> ビニルシート等</li> <li><input type="checkbox"/> ビニルシート等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 図示</li> <li><input type="checkbox"/> 図示</li> <li><input type="checkbox"/> 図示</li> </ul> |
|-------------|--|--|---|

- 4 仮設間仕切
- 5 監督職員事務所
- 仮囲い等

|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮囲い             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 成形鋼板 ( <input type="checkbox"/> H = 2.0m    ・ H = 3.0m )</li> <li><input type="checkbox"/> クロスゲート ( ・ H = 1.8m、W = 5.4m    <input type="checkbox"/> H = 1.8m、W = 6.0m )</li> <li>・ シートゲート ( ・ H = 1.8m、W = 6.0m    ・ H =    m、W =    m )</li> <li>・ パネルゲート ( ・ H =    m、W =    m )</li> </ul> </li> <li>・ 仮設通路    設置箇所    ・ 図示による    ・</li> <li><input type="checkbox"/> 仮設便所    設置する</li> <li><input type="checkbox"/> 交通誘導員 ( ・ 常駐    <input type="checkbox"/> 必要に応じて )</li> </ul> |
|--|---|

### 4 土工事

### 5 地業工事

### 6 鉄筋工事

- 鉄筋

| (建標 5.2.1)                     | <p>鉄筋の種類等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種類の記号</th> <th style="width: 30%;">呼び径 (mm)</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> SD295</td> <td><input type="checkbox"/> D16 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ SD345</td> <td>・ D19 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 種類の記号 | 呼び径 (mm) | 備考 | <input type="checkbox"/> SD295 | <input type="checkbox"/> D16 以下 |  | ・ SD345 | ・ D19 以上 |  | ・ | ・ |  | ・ | ・ |  |
|--------------------------------|--|-------|----------|----|--------------------------------|---------------------------------|--|---------|----------|--|---|---|--|---|---|--|
| 種類の記号                          | 呼び径 (mm)   | 備考    |          |    |                                |                                 |  |         |          |  |   |   |  |   |   |  |
| <input type="checkbox"/> SD295 | <input type="checkbox"/> D16 以下  |       |          |    |                                |                                 |  |         |          |  |   |   |  |   |   |  |
| ・ SD345                        | ・ D19 以上   |       |          |    |                                |                                 |  |         |          |  |   |   |  |   |   |  |
| ・                              | ・  |       |          |    |                                |                                 |  |         |          |  |   |   |  |   |   |  |
| ・                              | ・  |       |          |    |                                |                                 |  |         |          |  |   |   |  |   |   |  |

- 2 溶接金網
- 3 加工
- 継手及び定着

| (建標 5.3.4)   | <p>鉄筋の継手の方法等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">部位</th> <th style="width: 45%;">継手の方法</th> <th style="width: 30%;">呼び径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱及び梁主筋</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス圧接</li> <li>・ 溶接継手</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械式継手</li> <li>・ 重ね継手</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>耐力壁の鉄筋</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重ね継手</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>基礎、耐圧スラブ、土圧壁</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重ね継手</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス圧接</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>上記以外( 土間 )</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 重ね継手</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>継手位置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 図示による    ・</li> </ul> <p>柱及び梁主筋の重ね継手の長さ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図示による    ・</li> </ul> <p>耐力壁の重ね継手の長さ</p> <p>※標準仕様書 5.3.4 (3) (ア) による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図示による    ・</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同箇所に設ける場合</li> <li>・ 図示による    ・</li> </ul> <p>鉄筋の定着長さ</p> | 部位  | 継手の方法 | 呼び径 (mm) | 柱及び梁主筋 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス圧接</li> <li>・ 溶接継手</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械式継手</li> <li>・ 重ね継手</li> </ul> | 耐力壁の鉄筋 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重ね継手</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul> | 基礎、耐圧スラブ、土圧壁 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重ね継手</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス圧接</li> </ul> | 上記以外( 土間 ) | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 重ね継手</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul> |
|--------------|---|---|-------|----------|--------|--|---|--------|--|---|--------------|--|--|------------|---|---|
| 部位           | 継手の方法   | 呼び径 (mm)  |       |          |        |  |   |        |  |   |              |  |  |            |   |   |
| 柱及び梁主筋       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス圧接</li> <li>・ 溶接継手</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械式継手</li> <li>・ 重ね継手</li> </ul> |       |          |        |  |   |        |  |   |              |  |  |            |   |   |
| 耐力壁の鉄筋       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重ね継手</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>                       |       |          |        |  |   |        |  |   |              |  |  |            |   |   |
| 基礎、耐圧スラブ、土圧壁 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重ね継手</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス圧接</li> </ul>                  |       |          |        |  |   |        |  |   |              |  |  |            |   |   |
| 上記以外( 土間 )   | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 重ね継手</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>                       |       |          |        |  |   |        |  |   |              |  |  |            |   |   |

|  |   |
|--|---|
|  | ※標準仕様書 表 5.3.4 による<br>・ 図示による<br>標準仕様書 5.3.4(5) (イ) の場合の折り曲げ定着の方法<br>※標準仕様書 図 5.3.3 により 5.3.4(5) (イ) を全て満足する<br>・<br>機械式定着工法<br>・ 適用する                      ・ 適用しない<br>適用箇所                      ・ 図示による                      ・<br>種類                              ・ 図示による                      ・ |
|--|---|

- 5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(溶接金網含む)
- 6 各部配筋
- 7 圧接完了後の圧接部の試験
- 8 機械式継手
- 9 溶接継手

## 7 コンクリート工事

### 1 コンクリートの類別等

| (建標 6.2.1~6.2.4)<br>(建標 6.10.2)<br>(表 6.2.1~2) | コンクリートの種類<br>※ I 類 (JIS A 5308 への適合を認証されたコンクリート)<br>・ II 類 (JIS A 5308 に適合したコンクリート)   |                              |           |      |                             |                                       |    |   |     |           |   |   |  |   |   |  |
|--|---|------------------------------|-----------|------|-----------------------------|---------------------------------------|----|---|-----|-----------|---|---|--|---|---|--|
|  | <input type="checkbox"/> 普通コンクリート   |                              |           |      |                             |                                       |    |   |     |           |   |   |  |   |   |  |
|  | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">設計基準強度' (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th style="width: 33%;">スランプ (cm)</th> <th style="width: 33%;">適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 18</td> <td>※15 又は 18    <input type="checkbox"/> 18</td> <td>土間</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>※18</td> <td>柱、梁、スラブ、壁</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 設計基準強度' (N/mm <sup>2</sup> ) | スランプ (cm) | 適用箇所 | <input type="checkbox"/> 18 | ※15 又は 18 <input type="checkbox"/> 18 | 土間 | ・ | ※18 | 柱、梁、スラブ、壁 | ・ | ・ |  | ・ | ・ |  |
| 設計基準強度' (N/mm <sup>2</sup> )                   | スランプ (cm)   | 適用箇所                         |           |      |                             |                                       |    |   |     |           |   |   |  |   |   |  |
| <input type="checkbox"/> 18                    | ※15 又は 18 <input type="checkbox"/> 18   | 土間                           |           |      |                             |                                       |    |   |     |           |   |   |  |   |   |  |
| ・  | ※18   | 柱、梁、スラブ、壁                    |           |      |                             |                                       |    |   |     |           |   |   |  |   |   |  |
| ・  | ・   |                              |           |      |                             |                                       |    |   |     |           |   |   |  |   |   |  |
| ・  | ・   |                              |           |      |                             |                                       |    |   |     |           |   |   |  |   |   |  |
|  | ・ 建築基準法第 37 条第二号の規定に基づき認定を受けたコンクリート<br>適用箇所(                      )   |                              |           |      |                             |                                       |    |   |     |           |   |   |  |   |   |  |

- 2 構造体コンクリートの仕上がり
- 3 セメント
- 4 骨材
- 5 混和材料
- 6 コンクリートの調合
- 7 打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地
- 8 打増し厚さ (打放し仕上げ部)
- 9 型枠
- 10 軽量コンクリート
- 11 寒中コンクリート
- 12 暑中コンクリート
- 13 マスコンクリート
- 14 無筋コンクリート
- 15 流動化コンクリート
- 16 高流動コンクリート

## 8 鉄骨工事

## 9 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

## 10 防水改修工事

- 1 シーリング
- 2 アスファルト防水改修
- 3 改質アスファルトシート防水改修
- 4 合成高分子系ルーフィングシート防水改修
- 5 塗膜防水改修
- 6 とい
- 7 アルミニウム製笠木

## 1 1 外壁改修工事

## 1 2 建具改修工事

## 1 3 内装改修工事

1 既存床の撤去及び下地補修

2 木下地等

|   |                      |              |         |              |       |
|---|----------------------|--------------|---------|--------------|-------|
| [建改標 6.5.2]<br>[建改標 6.5.5]<br>[表 6.5.1~2] | ・「製材の日本農林規格」による下地用製材 |              |         |              |       |
|   | 施工箇所                 |              | 寸法 (mm) | 保存処理         |       |
|   |                      |              |         |              |       |
|   |                      |              |         |              |       |
|   | ・「製材の日本農林規格」による造作用製材 |              |         |              |       |
|   | 施工箇所                 |              | 寸法 (mm) | 保存処理         |       |
|   | 見え掛り面                |              |         |              |       |
|   | 見え掛り面以外              |              |         |              |       |
|   |                      |              |         |              |       |
|   | ・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材 |              |         |              |       |
|   | 施工箇所                 |              | 寸法 (mm) | 保存処理         |       |
|   |                      |              |         |              |       |
|   |                      |              |         |              |       |
|   | ・「製材の日本農林規格」以外の製材    |              |         |              |       |
| 施工箇所                                      |                      | 寸法 (mm)      | 材面の品質   | 防虫処理         |       |
|   |                      |              | ( )     | ・行う<br>・行わない |       |
|   |                      |              | ( )     | ・行う<br>・行わない |       |
| ・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材                    |                      |              |         |              |       |
| 施工箇所                                      | 品名                   | 樹種名          | 寸法 (mm) | 見付け材面        |       |
|   |                      |              |         |              |       |
|   |                      |              |         |              |       |
| ・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材                |                      |              |         |              |       |
| 施工箇所                                      | 品名                   | 樹種名          | 寸法 (mm) | 化粧薄板の厚さ (mm) | 見付け材面 |
|   |                      | 化粧薄板：<br>芯材： |         |              |       |
|   |                      | 化粧薄板：<br>芯材： |         |              |       |
| ・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材                    |                      |              |         |              |       |
| 施工箇所                                      |                      | 樹種名          | 寸法 (mm) | 見付け座敷材面の品質   |       |
|   |                      |              |         |              |       |
|   |                      |              |         |              |       |
| ・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材                |                      |              |         |              |       |

| 施工箇所 | 樹種名          | 寸法 (mm) | 化粧薄板の厚さ (mm) | 見付け座敷材面の品質 |
|------|--------------|---------|--------------|------------|
|      | 化粧薄板：<br>芯材： |         |              |            |
|      | 化粧薄板：<br>芯材： |         |              |            |

・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

| 施工箇所 | 品名 | 寸法 (mm) | 表面の品質<br>(表面の化粧加工)                               | 防虫処理         |
|------|----|---------|--|--------------|
|      |    |         | ・有り (加工：・天然木化粧加工<br>・塗装加工)<br>・無し (等級：・1等・2等・3等) | ・行う<br>・行わない |

・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

| 施工箇所 | 寸法 (mm) | 表面の品質<br>(表面の化粧加工)                    | 防虫処理         |
|------|---------|---------------------------------------|--------------|
|      |         | ・有り (加工：・天然木化粧加工<br>・塗装加工)<br>・無し ( ) | ・行う<br>・行わない |

・CLT (直交集成版)

| 施工箇所 | 品名 | 強度等級 | 種別 | 接着性能<br>(使用環境) | 樹種名 | 寸法 (mm) |
|------|----|------|----|----------------|-----|---------|
|      |    |      |    |                |     |         |
|      |    |      |    |                |     |         |

・「合板の日本農林規格」による普通合板

| 施工箇所 | 品名 | 単板の樹種名 | 防虫処理         |
|------|----|--------|--------------|
|      |    |        | ・行う<br>・行わない |
|      |    |        | ・行う<br>・行わない |

・「合板の日本農林規格」による構造用合板

| 施工箇所  | 品名         | 単板の樹種名    | 保存処理 | 防虫処理         | 強度等級 |
|-------|------------|-----------|------|--------------|------|
| アリーナ床 | 監督員との協議による | メーカー仕様による |      | ・行う<br>・行わない |      |
|       |            |           |      | ・行う<br>・行わない |      |

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

| 施工箇所 | 品名 | 厚さ (mm) | 単板の樹種名 | 接着の程度      | 防虫処理         |
|------|----|---------|--------|------------|--------------|
|      |    |         |        | ・1級<br>・特類 | ・行う<br>・行わない |

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板

| 施工箇所 | 化粧板に使用する単板の樹種名 | 厚さ (mm) | 接着の程度      | 防虫処理         |
|------|----------------|---------|------------|--------------|
|      |                |         | ・1類<br>・2類 | ・行う<br>・行わない |

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板

| 施工箇所 | 品目 | 厚さ (mm) | 接着の程度 | 単板の樹種名 | 化粧加工の方法 | 防虫処理 |
|------|----|---------|-------|--------|---------|------|
|      |    |         | ・1類   |        | ・オーバーレイ | ・行う  |



|  |                          |                  |    |               |
|--|--------------------------|------------------|----|---------------|
|  |                          | ・釘留め工法<br>(直張り)  | ・  |               |
|  |                          | ・接着工法            | ・  |               |
|  | ・フローリングブロック1等            | ・接着工法            | ・  | ・             |
| <input type="checkbox"/> 複合フローリング                    |                          |                  |    |               |
|  | 種類                       | 工法               | 樹種 | 種別 (厚さ、幅及び長さ) |
| ・複合フローリング<br>(天然木化粧)                                 |                          | ・釘留め工法<br>(根太張り) | ・  | ・A種 ・B種 ・C種   |
|  | <input type="checkbox"/> | ・釘留め工法<br>(直張り)  | ・  | ・A種 ・B種 ・C種   |
|  |                          | ・接着工法            | ・  | ・A種 ・B種 ・C種   |
| <input type="checkbox"/> 既存フローリング塗替え 下地調整 ( ) 塗料 ( ) |                          |                  |    |               |

- 14 畳敷き
- 15 せっこうボード、その他ボード、合板張り
- 16 壁紙張り
- 17 モルタル塗り
- 18 セメントモルタルによるタイル張り
- 19 有機系接着剤によるタイル張り
- 20 セルフレベリング材塗り

#### 1 4 塗装改修工事

##### 1 塗装改修工事

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| [建改標7章] | <input type="checkbox"/> 建改標による |
|---------|---------------------------------|

- 2 耐候性塗料塗り
- 3 クリヤラッカー塗り
- 4 ウレタン樹脂ワニス塗り

|           |   |
|-----------|---|
| [表7.11.1] | 着色 <input type="checkbox"/> 無 ・有 ( ・油性顔料着色剤 ・溶剤系顔料着色剤 ) |
|-----------|---|

- 5 ステイン塗り

#### 1 5 ユニット及びその他工事

- 1 フリーアクセスフロア
- 2 トイレブース
- 3 階段滑止め
- 4 黒板・ホワイトボード
- 5 表示
- 6 ブラインド
- 7 ロールスクリーン
- 8 カーテン・カーテンレール
- 9 ブラインドボックス・カーテンボックス
- 10 天井点検口
- 11 床点検口

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
|  | <input type="checkbox"/> 既存再使用する<br><input type="checkbox"/> 新設する                                  |  |  |   |
|  | 材種   | 寸法   | 形式   | 備考  |
|  | <input type="checkbox"/> アルミニウム製<br><input type="checkbox"/> ステンレス製<br><input type="checkbox"/> 鋼製 | <input type="checkbox"/> 450×450<br><input type="checkbox"/> 600×600<br><input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> 一般形<br><input type="checkbox"/> 密閉形<br><input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> 屋内外用<br><input type="checkbox"/> 屋内用 |

- 12 流し台ユニット
- 13 屋内掲示板

- 14 洗面カウンター
- 15 防煙垂れ壁
- 16 舗装
- 17 植栽

## 16-1 環境配慮改修工事（アスベスト含有建材）

### 1 アスベスト除去工事共通事項

|  |  |
|--|--|
|  | <p>①建築物等の解体等工事を行う場合は、「必要な知識を有するもの※」による事前調査を実施し、作業開始前（届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで）に書面で発注者へ報告すること。<br/>※一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者</p> <p>②一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無に関わらず、事前調査結果を都道府県等へ報告すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">＜規模要件＞</p> <p style="margin-left: 40px;">建築物の解体：対象の床面積の合計が80㎡以上<br/>建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修：請負金額の合計が100万円以上</p> <p style="margin-left: 20px;">＜報告事項＞</p> <p style="margin-left: 40px;">調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か（該当しないと判断した場合はその根拠）、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等</p> <p style="margin-left: 20px;">＜報告の方法＞</p> <p style="margin-left: 40px;">石綿事前調査結果報告システム</p> <p>③石綿含有吹付け材、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材を除去、封じ込め、または囲い込みを行う場合は、都道府県等へ下記書類を届出ること。</p> <p style="margin-left: 20px;">作業開始前に提出が必要な書類</p> <p style="margin-left: 40px;">14日前までに「特定粉じん排出等作業実施届出書（大気汚染防止法）」を千葉県環境規制課へ提出する必要があるため、21日前程度までに監督職員に提出すること</p> <p style="margin-left: 20px;">作業完了後に提出が必要な書類</p> <p style="margin-left: 40px;">「石綿濃度測定結果等報告書（千葉市要綱）」</p> <p style="margin-left: 20px;">石綿濃度の測定 施工者は、千葉市要綱に基づき、大気中の石綿濃度の測定を行う必要があります。</p> <p style="margin-left: 20px;">測定箇所</p> <p style="margin-left: 40px;">＜作業開始前及び終了後＞</p> <p style="margin-left: 60px;">建築物等の周辺4方向における敷地境界線上の4か所</p> <p style="margin-left: 40px;">＜作業実施中＞</p> <p style="margin-left: 60px;">建築物等の周辺4方向における敷地境界線上の4か所<br/>集じん・排気装置の排気口及び前室の出入口（作業場の隔離の措置を講じた場合）</p> <p style="margin-left: 20px;">測定高さ 地上1.5m</p> <p style="margin-left: 20px;">測定方法 石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）に定める方法その他の適当な方法（アスベストモニタリングマニュアル（環境省）等</p> |
|--|--|

- 2 アスベスト含有吹付け材の除去
- 3 石綿含有保温材等の除去
- 4 石綿含有成形板等の除去
- 5 石綿含有仕上塗材の除去
- 6 石綿含有接着剤の取り扱い

## 16-2 環境配慮改修工事

## 17 その他